禁煙論争の陰で暗躍する電子たばこメーカー

JTは盟主の座を追われるのか

参院議員政策担当秘書　岡田裕二

国際オリンピック委員会が「たばこのない五輪」を標榜したことなどをきっかけに、20年東京五輪・パラリンピックに備えて、受動喫煙防止対策の法案が急ピッチで検討されている。

昨年10月に厚生労働省がとりまとめた「たたき台」では、受動喫煙対策を義務化して、現行の健康増進法にあるような「努力義務」ではなく罰則の適用を定め、官公庁、医療機関、学校を敷地内ないし建物内を全面禁煙とする一方で、飲食店・宿泊施設などは「原則」禁煙とし、喫煙室などの設置を求める。

ヤフーの意識調査でも、58・9％が「例外は認めるべきでなく、飲食店は原則禁煙にすべき」と答えるなど、公共の場での禁煙を求める声が高まっている。しかし、世間の常識は永田町の非常識。たばこ販売業者、たばこ農家、飲食店経営者を支持母体とする自民党内では、こうした声はむしろ少数派となっている。

党内でこの議論が皮切りになったのは2月15日の厚労部会だった、普段は絶対にお目にかからないような農林水産族、たばこ族の議員が大挙して押し寄せ、規制強化反対の大合唱となった。古川俊治前厚労部会長が「すでに受動喫煙で1万人以上の方が亡くなったというエビデンスもある。今のままにしておいて、死んだ人をどうするんだ」と情緒的に訴えかけても、野田毅・たばこ議連会長は「受動喫煙をなくすことが主眼であるならば禁煙よりは分煙だ。めざすは分煙先進国。世界に冠たる分煙先進国をめざすべき」と一蹴した。

木村義雄元厚労副大臣が「まずは分煙社会の実現をめざすべき」、衛藤晟一首相補佐官が「たばこを吸う自由もある。税金もいただいている。分煙の例外規定も必要」と発言するなど、厚労族のなかにも反対派が多数おり、2月22日に開かれた超党派の禁煙推進議連では、尾辻秀久議連会長が「自民党内は到底まとまらない」と嘆くなど、法案の先行きは不透明だ。

こうした禁煙派と分煙派の睨み合いが続くなか、漁夫の利を得ているのが電子たばこだ。とくに2月10日、閣議後記者会見で塩崎恭久厚労相が電子たばこについて、「今、議論していただいているなかで、法律としてこれを書き込むということはまだ予定していません」と発言したため、俄に勢いづくこととなった。仮に電子たばこが法律から除外されるのであれば、屋内全面禁煙となっても電子たばこは吸うことができる。

実は「電子たばこ」と言っても、日本国内で流通しているのは、所謂諸外国でいうところの電子たばこではなく、「加熱式たばこ」「蒸気たばこ」と呼ばれるようなものである。本来の電子たばこは、装置中のニコチンなどの液体を加熱し、霧状化したものを吸うのだが、日本の場合ニコチンが医薬品に指定されているため、医薬品医療機器総合機構（PMDA）の承認が必要となる。しかし、禁煙補助剤としてのニコチンガムならばともかく、たばこの代替品にPMDAの承認が下りるはずもなく、このタイプの電子たばこは現在日本では流通していない。

一方、現在日本国内で流通しているフィリップモリスの「アイコス」、日本たばこ産業（JT）の「プルームテック」、そしてブリティッシュ・アメリカン・タバコ（BAT）の「グロー」の3品は、カプセル状に加工した葉たばこを、通電した金属などで加熱して、その蒸気を吸うものである。要はたばこであり、火を使って燃やしていないため煙が出にくいという点のみが普通の巻きたばことの違いだ。そのため、厚労省の所管ではなく、たばこの所管省である財務省が認可を行っている。

ちなみに、加熱式たばこは税率上も優遇されている。財務省が公表を渋るために、筆者が独自に計算したところ、表のとおり、通常紙巻きたばこの本体価格の63・1％が税金（たばこ税＋消費税）なのに対し、アイコスは約51％前後、グローが約36％、JTのプルームテックに至っては14・9％に過ぎない。

表　主なたばこ製品の税負担割合など（筆者作成）

商品名	小売定価	消費税額	たばこ税額		たばこ税＋消費税	
				負担割合		負担割合
紙巻きたばこ（20本入り・例：メビウス）	440円	32.6円	244.円	55.7%	277.5 円	63.1%
「アイコス」各商品	460円	34.07円	約200円	約43%	約234円	約51%
「プルームテック」各商品	460円	34.1	34.3円	7.5%	68.4円	14.9%
「グロー」各商品	420円	31.11	約120円	約29%	約151円	約36%

現在電子たばこ市場は爆発的に拡大している。紙巻きたばこ「マールボロ」の電子たばこ版とも言えるアイコスは、16年4月から日本全域で販売を開始し、いまだ1年経っていないが、すでに国内全体のたばこ市場のシェア5・5％を占めるにまで至っている。JTの小泉光臣社長は「今年末までには、全たばこ市場での電子たばこが占める割合は15％程度に達する」と語っている。

攻勢をかける外資

しかし一方で、こうした電子たばこの急速な普及は、これまで自民党と業界とが連綿と築いてきたたばこ利権の構造を崩す恐れがある。JT法では、JT株式の3分の1以上を政府が保有することが規定されており、現在も財務大臣が33％保有しており、筆頭株主だ。また、たばこ事業法では、「日本におけるたばこの全量買い付け」「JTによるたばこの製造独占」「財務大臣による小売価格の決定」「小売販売業の財務大臣による許可」などの事業独占を認めている。

こうした官製市場で、喫煙率が下がるなか、JTは海外でM&Aを多数実施できるほど圧倒的な資金力を保有し続けている。その見返りとして、たばこ税というかたちで国と地方自治体の財政に還元するとともに、たばこ販売協同組合などを通じ、政治家個々人への政治資金と票とをもたらしてきた。

塩崎厚労相自ら加熱式たばこについて、「健康影響がどうあるかはまだ十分明らかではない」（2月14日閣議後記者会見）と述べるなか、電子たばこをどう扱うかについて、自民党内でも意見が割れている。禁煙派の最右翼である歯科医の石井みどり参院議員ですら、昨年末開かれた自民党受動喫煙防止議連で「まだ健康に対する影響に関するエビデンスが揃っていないため、たばこ税やオリパラ受動喫煙防止対策とは分けて議論すべきではないか」と述べるにとどめる。

同議連の山東昭子会長は、昨年末の税制改正で「たばこ税１０００円」に奔走した人物だが、同日の議連会合では「無煙たばこ（＝電子たばこ）まで規制するのはあまりに酷ではないか」と発言するなど電子たばこにむしろ同情的だ。

これは、外資の電子たばこ企業の熱心なロビー活動の賜物との声もある。外資企業は昨年来、田村憲久前厚労相の事務所をはじめ、党内の有力議員の事務所の政策秘書や議員本人に熱心に「ご説明」に回っているという。

バイオシミラーでも似たような動きはあったが、電子たばこ企業がJTを頂点とするたばこ利権構造に代わる、「電子たばこ利権」構造を新たに構築することに成功すれば、全面禁煙が施行された20年の東京五輪後も、電子たばこは規制を免れ、レストランや居酒屋のみならず、公共施設や病院などでも電子たばこをふかす人の姿を目にすることになるかもしれない。

電子たばこに本当に健康被害がないのならそれもいいだろう。副流煙が格段に少ないのも事実だ。しかし、日本で流通する加熱式たばこは前述の通り、財務省が認可する「たばこ」にほかならず、紙巻きたばことの違いはその形状と加熱方法のみである。

そうであるならば、電子たばこを通常の喫煙と分けて考えるのはいかがなものだろうか、と外資企業の担当者がいつまで経っても訪れて来ない事務所の政策秘書は考える次第だ。